

## 学校教育と宗教教育の問題点

工藤市兵衛

### **The problems on school education and religious one.**

Ichibei Kudo

The Tokugawa shogunate in Japan suppressed Christians, After the Meiji era. We will examine religious education about how to have been managed in the Meiji era and after the Second World War.

日本には、徳川幕府の、キリシタン禁圧の歴史があり、それが明治以降の日本の学校教育のなかでの宗教の取扱いに特異な影響を与えている。これら宗教と学校教育の関係について論明する。

## 学校教育と宗教教育の問題点

工藤 市兵衛

日本には、徳川幕府の徹底したキリシタン禁圧の歴史があり、それが明治以降の日本の学校教育のなかでの宗教の取扱いに特異な性格を与えている。明治維新以後に飛躍的に展開された学校教育の近代化は、直接的には維新政府によって採用された欧米諸国をモデルとする「富国強兵」「文明開化」政策に起因するものであつたが、同時にそれは江戸時代後半から幕末期にかけて形成されてきた学校の近代化を基盤とすることにより、初めて実現可能になったと云える。このような前提的条件が整ったからこそ明治以降一貫して急速な近代化が行われたのである。

一。昭和二〇年敗戦前の学校教育

明治維新後も、新政府は徳川幕府の方針を引きつぎ、キリスト教禁止の政策を採っていた。即ち明治元年四月七日 新政府の、新しい禁令五条のうち切支丹邪宗門禁止の一條を加えた。しかし外交上の配慮から、明治六（一八七三）年二月二四日大政官布告六八号で、キリシタン御禁制の高札を除去し①、キリスト教を黙認、即ち開港依頼渡来したプロテスタント宗教師とその夫人たち六〇人を認めた。

同年三月一八日、「海外留学生規則」と「神官僧侶学校ノ事」の学制二編を学制に追加する文部省布達三〇号が発せられた②。しかし「神官僧侶学校ノ事」は布達後わずか六ヵ月後の九月一五日、布達一二二号で前条項が削除された。その間の事項については、神官僧侶学校の規定を設けながらキリスト教師の学校についてはなら規定がないとなると、対外的に問題となる恐れがあつたからであると思われる。政府は、しぶし

ぶとキリスト教を公認したのだから、さっきの大政官布告にも曖昧な文句を用いているし、学制の中にキリスト教のことは規定したくはなかつた。そこで思い切って学制から神官僧侶学校に関する規定を全部削除して、いっさいの面倒を避けようとしたのではないかといわれている。これは、キリスト教を念頭においた、学校と宗教の分離の方針といえよう。明治二二年（一八八九年）二月一日に大日本帝国憲法が制定發布され、その二八条に「宗教の自由」が規定された。キリスト教徒は、憲法によって宗教の自由が保証されたとして、おおいに喜んだようであるが、その翌年一〇月三日「教育ニ関スル勅語」の発布 一月二五日 第一通常議會召集されるような状況の下では、その宗教の自由も名目的なものでしかなかつた③。すなわち第一高等学校教師内村鑑三が、同校の勅語奉載式で教育勅語および天皇の写真に敬礼しなかつたことが問題となり、「さきに教育に関する勅語の出づるやこれに抗せしものは、仏者にあらず、儒者にあらず又神道者にあらず、唯々耶穌教徒のみ之に抗せり」と非難された。その他にも各地でキリスト教排斥の問題が起つた。

一方、条約改正が迫り、外国人の「内地雑居」につれて、外国人の経営する学校も多くなろうとの見込から、その国民精神に及ぼす影響を警戒して、これを十分に監督するため、明治三二年八月三日、私立学校教員は原則として、国語に通ずることとし、外国人経営の学校に対し、監督を強化した、これらが原因で私立学校令（勅令）が制定されることになった④。私立学校令は私立学校一般に対する監督法令であり、外国人経営の学校にだけ対処するのではなく、一般に私立学校に対する監督規

定であったけれども、上述の条約改正に伴う事情が、その制定の重大な原因であったといわれる。

文部省は、私立学校令の原案一七条に、文部大臣は本令施行のため必要な命令を発することを得とし、後の文部省訓令一二号と趣旨の規定を設けた。これについては、法典調査会で削除すべきだとされて、内閣でも種々の議論があったが、結局私立学校令の中に規定することは見合あわせ、文部大臣の訓令として同一内容のことを発表することになった。そして私立学校令公布と同日の明治三十二年八月三日、北海道、府県および文部直轄学校に対し、文部省訓令第一二号が発せられた⑤。

それは「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルベシ」とあった。この訓令によって、官立学校についてはすべて、小学校、中学校、高等女学校のような学科課程について法令の規定のある学校は私立学校であっても、すべて宗教教育、宗教儀式が許されないことになった（明治三十二年八月三日 文部省訓令第一二号）。

明治の初め以来私立の小学校は認められていたし、代用小学校となる道も開かれていた。即ちその第三五条は府県知事は……其私立小学校を以って、之に代用せしむることを得。私立小学校代用に関する規則は文部省大臣之を定むとしていた（明治三十二年小学校令三五条、のち明治四〇年勅令五二号で廃止）のであるが、この訓令一二号によって、宗教系の小学校開校の道は鎖されるか、著しく狭められた⑥。またキリスト教主義の中学校や高等女学校も、徴兵猶予や上級学校への入学資格を放棄し各種学校に甘んじてあくまで宗教教育に生きるか、宗教教育をそれらの特典と引き換えに放棄することによって世俗の普通の学校として存続するか岐路に立った。前者の途をとった学校では、一次入学志願者は激減し、退学者は続出し、学校の存続さえ危ぶまれる時期もあったとい

う。

その後文部省も宗教的情操の必要なことを認識し、昭和三（一九二八）年文部省で招集した府県学務部長会議及び視学官会議において「有徳ノ宗教家ヲ招キ学校ノ課程外ニ依テ教育上有益ナル宗教上ノ講話ヲナシ生徒児童ノ人格適教育ニ資スルハ差支ナシ」と指示している。さらに昭和八年一月一日付け文部省宗教局および普通学務局の三府県宛通牒では。明治三十二年文部省訓令一二号について、教派宗派教会等の教義を教え、その儀式を教え、その儀式を行うものでない限り、訓令の解釈はなるべく厳格にしないよう指示し、校地校舎等を宗教上に関する会合に使用しても差し支えない、といっている。また昭和一〇年一月二八日発普一六〇号「学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」という文部省次官通牒でも、明治三十二年文部省訓令の禁止するのは、特定の教派宗派教会等の教義を教え、儀式を行うことであって、宗教的情操を涵養し、人格の陶冶に資することは差し支えないとした⑦。

このように宗教的情操の重視とともに、明治三十二年文部省訓令一二号の解釈は緩和されるのであるが、特定の教派宗派教会等の教義および儀式の挙行は一貫して禁止されていた。しかしそれは一方では神社神道は宗教ではない、という主張と表裏をなすものであった。それは、昭和一四年法律七七号「宗教団体法」で法的に確認された。同法一条で、「宗教団体」を神道教派、仏教教派およびキリスト教その他の宗教の教団と定義して、神社を宗教団体からはずした⑧。

こうした雰囲気の中で、上智大学、暁星中学の学生、生徒の靖国神社参拝拒否に端を発した陸軍の配属将校引き揚げ問題が起こった。また昭和一二年より始まる教育審議会では、外国人の経営になる、または外国人資本の援助を受ける財団の経営にかかる私立小学校が国民教育である、という観点から問題である、とされた。そして、昭和一六年勅令一四八号で制定された国民学校令では、小学校を国民学校とあらため、保

護者に学齡児童の国民学校への就学義務を課し、私立の国民学校もしくは国民学校に類する各種学校は認められなかった<sup>⑨</sup>。

所で明治期の宗教行政は、明治元年 政教一致の観点から、太政官と並ぶ神祇官が政権の中心に据えられ、神道の優位性と独自性を明らかにするために、神仏の分離が強行された。又政府は神社と宗教との分離を更に明確化する必要から、大正二年六月 内務省の宗教局を廃止し、宗教行政一般が文部省に移管された。明治三二年 最初の宗教法案が議会に提出されたが、仏教側の反対で成立しなかった。文部省は大正一五年 宗教制度調査会を設置して、戦時体制下の昭和一四年四月八日 ようやく宗教団体法が公布を見た<sup>⑩</sup>。

## 二。昭和二十年敗戦以後の宗教教育

昭和二十年八月一四日 ポツダム宣言受諾、同九月二日降伏文書に調印、かくして第二次世界大戦に敗れたわが国では、連合国軍最高司令官の「政治信教並に民権の自由に対する制限の撤廃」に関する覚書、いわゆるマッカーサーの「自由の指令」によって東久宮内閣が瓦解した後幣原内閣は、同年一〇月一二日、「学校における宗教教育の取扱改正要綱」を閣議決定した。文部省はこれを受けて同月一五日、文部省訓令第八号(昭和二十年一〇月一五日)で、「私立学校ニ於テハ自今明治三二年文部省訓令第一二号ニ拘ラス法令ニ定メタル課程ノ外ニ於テ左記条項ニ依リ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得」とし、その記では、「一、生徒ノ信教ノ自由ヲ妨害セサル方法ニ依ルヘシ。二、特定ノ宗派、教派等ノ教育ヲ施シ又ハ儀式ヲ行フ旨学則ニ明示スヘシ。三、右実施ノ為生徒ノ心身ニ著シキ負担ヲ課セサル様留意スヘシ」とした。そして同日発国第二一〇号「学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方法改正ニ関

スル件」という文部大臣の依命通牒が国民教育局長から各地方長官に発せられた。なお同年一二月一五日、学校教育局長より各地方長官に於て、発学九四号「学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱ニ関スル件」が発せられ、詳細にその実施の細目が指示された。

これよりさき、同年一〇月二四日、「信教自由ノ件」という指令覚書が連合軍最高指令部より日本政府に伝達された。それは、前述のとおり、キリスト教主義教育の解体、施設、教職員に対する弾圧の事実を指摘して、キリスト教主義学校の全国的な調査報告書を連合軍指令部に提出するよう求めたのであった。

連合軍総指令部は同年一二月一五日、「国家神道、神社神道に対する政府の保障、支援、保全、監督並ニ公布ノ廃止ニ関スル件」という民間情報部の覚書、いわゆる神道指令を日本政府に発した(昭和二十年一二月一五日 連合国軍最高指令部総司令部参謀副官発第三号(民間情報教育部)終戦連絡中央事務局經由日本政府に対する覚書)。その内容は、要するに総指令部の一般的な宗教政策と神道政策の二つが結びついており、①信教の自由の保障、②政教分離、③神道の国家神道としての廃止、④国家神道を離れた神道の存在の容認ということである<sup>⑪</sup>。

## 三。宗教教育と教育課程

昭和二十二年三月三十一日の第一次米國教育使節団報告書も、国公立学校での宗教教育を廃止すべきだとし、同年五月一五日文部省の発表した「新教育方針」も政教分離を説き、神官皇学館のような神道の公の教育機関のはいし、公の教育機関での神道教義の禁止を打ち出している<sup>⑫⑬</sup>。

同年一月三日、日本国憲法が制定され、翌年五月三日施行 その二〇条で信教の自由と国教分離の原則が明示され、次いで昭和二十二年三月三十一日法律二二号で教育基本法、学校教育法が公布、施行されたが、その九条で「①宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位

は、教育上これを尊重しなければならない。②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動をしてはならない」と定めている。この第二項の反対解釈として、私立学校では特定の宗教のための宗教教育を施し、その他宗教活動ができると解されている。特定の宗教とは、仏教、キリスト教、というような個々の宗教のみならず、それらの宗教内の各宗派、教派、教団等すべてを含み、その宗教教育とは、「特定の宗教の教義を教え、または儀式を行い、特定の宗教的信仰にまで導く教育」と解されている。

同年制定された学校教育法施行規則でも、学習指導要領でも、宗教に触れたものはなく、教育課程に関する通達でも同様であったが、昭和二十四年六月二五日発初三三三号、初等中等教育局長通達「高等学校教育課程の一部改正について」で、「その他必要な科目」の中に、私立学校で宗教の科目を設けて卒業に必要な単位とすることができることとなった。以後の改正でも同様に取り扱われている。

昭和三三年改正された学校教育法施行規則二四条二項で、「私立の小学校の教育課程を編成する場合には、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもって前項の道徳に代えることができる」とされた。そしてこの規定は、同規則五五条で中学校に準用されている。同日付文初財四四九号による同省令の施行通達は、宗教をもって道徳の全部または一部に代えることができるものとしている。このようにして、私立学校における宗教教育は、「課程外」ではなく、教育課程内に正規に位置づけられることになった。

以上のとおりであるが、わが国の私立学校の宗教教育は、「宗教的情操」の程度で、前述の「特定の信仰まで導く教育」までに至っていないのが現状である。したがって、イギリスの一九四四年教育法のように他の宗

教教育を希望する者への配慮はない、しかし学則中に宗教教育を行う旨規定するだけで済まされる問題であろうか。憲法二〇条二項は、宗教教育を受けるか受けないかの自由が含まれているという。それとの関係はどうだろうか。問題が残されていると云わなければならない<sup>14)</sup>。  
次に宗教と教育関係の判例を取り上げこの問題に対する究明の一部にしたい。

#### 宗教的理由による参観授業の欠席の自由一日曜日訴訟

（昭和五七年（行ウ）第一五一号日曜日授業欠席処分取消等請求事件）  
東京地裁昭和六一年三月二〇日判決

（判例時報一一八五号六九頁）

#### 〈事実の概要〉

東京都立A小学校は、昭和五七年六月一三日（日曜日）の午前中、日曜参観授業（以下「本件授業」という）を実施したが、A校に在席する姉妹X1、X2は、日本基督教団所属の教会の牧師である父X3と同教会教師である母X4の指導に従って本件授業当日は教会日曜学校に出席したため、A小学校長Y1は、X1、X2を「欠席」と指導記録に記載した。これに対し、原告家族X1……X4は、校長Y1、区Y2、都Y3を相手どり、指導要録への欠席記載が違法な行政処分にあたるとしてその記載取消を要求するとともに、代替授業を受ける権利を奪われたとして精神的苦痛の損害賠償を請求して出訴した。

X3、X4はその子ども達が、自ら主催する日曜学校に出席することに宗教上の重要事として、従来からA校に対し、日曜日の学校行事は、原告らの宗教教育の自由との関係で問題のある旨を申し入れ、教会学校

を優先させる親の意志への理解を求めていた。しかし、Y1はこれに何らの応答をせず本件授業を実施し、X1、X2は同日を欠席とした通知表を受領した。

原告らは、キリスト教における日曜礼拝は二千年の伝統をもち、その遵守は信者の「本質的要求」であることを前提として、①子ども達に本件の授業の出席を強制し義務づけたことは、宗教教育の自由を侵害し、代替授業を受けられない不利益を受け、もって、宗教教育を受ける自由と教育を受ける権利を侵害された。よって、欠席記載をした行為は、憲法二〇条一項、二六条、教基法三条に違反する、②教基法九条の公教育の宗教的中立性原則は、「宗教に教育的価値を認め、人格の完成をめざす教育」(同法一条)において尊重すべきことを要求している」から、公

教育は宗教教育に対して「教育上の特別配慮義務」が要請される。すなわち本件では、「欠席権」が保障されるべきである、③原告らの家庭教育、社会教育を行うとする権利を侵害したことは教基法七条違反である、と主張した。

#### 〈判旨〉

判決は次のような理由で原告の主張をしりぞけ、請求を棄却した。

(一) 本件欠席記載の処分性について。

指導要録の目的と機能は「もっぱらその後児童を担任する教師らのためにその児童の出欠状況についての情報を提供するためのもの」であるので、「本件欠席記載は単なる事実行為であるにとどまり、これにより原告児童らの権利義務に直接法律上の影響を及ぼすことのないもの」として、処分性を否定し、その取消しを求める訴えの適法性を否認した。

(二) 本件欠席記載の違法性について。

①日曜日授業参観の実施は、学校教育法施行規則四七条に基づく適法なものであり、サラリーマン家庭の多い地域性を考慮するとき、学校教育上の「必要かつ適切な措置」で、具体的な実施の形態は「被告校長の学校管理運営上の裁量権の範囲内である」。②宗教団体がその宗教教育活動をするには、「憲法に保障された自由であり、そのこと自体は国民の自由として公教育上も尊重されるべき」であるが、また、「公教育をし、これを受けさせることもまた憲法が国家及び国民に対して要請するところである」。「その結果、公教育が実施される日時とある宗教教団が信仰上の集会を行う日時とが重複し、競合する場合は生じることが、ひとり日曜日のみではなく、その他の曜日についても起こりうるものである」。このような場合、「宗教行為に参加する児童について公教育の授業日に出席することを免除する」ことは「宗教上の理由によって個々の児童の授業日に差違を生じることと容認することになって、公教育の宗教的中立性を保つ上で好ましいことではない」。したがって、「公教育上の特別の必要性がある授業日の代替の範囲内では、宗教教団の集会と接触することになったとしても、法はこれを合法的根拠に基づくやむを得ない制約として容認している」と解すべきであり、本件によって被る「不利益は原告らにおいて受忍すべき範囲内にある」。③教基法九条一項は、「宗教的活動の自由」に教育に優先する地位を与えたり、その価値に順序づけをしようとするものではなく、「まして、公教育の担当機関が、児童の出席の要否を決めるために、各宗教活動の教育上の重要性を判断して、これに価値の順序づけを与え、公教育に対する優先の度合を測るというようなことは公教育に要請される宗教的中立(同法九条二項)に抵触することにもなりかねない」。

(三) 子ども達の授業を受ける権利の侵害について。

本件授業は適法かつ正規なものであり、「当該児童に補充事業をし

なければならぬ法律上の根拠はない。」

〈解説〉

本件は、国家の行為と宗教教育の権利の対立が、教基法九条解釈をめぐってわが国教育裁判史上はじめて争われたものである。憲法の政教分離・信教の自由の解釈が問われたケースである。

信教の自由は、思想・良心の自由と共に精神的自由の核心をなし、欧米においては苛烈な宗教迫害の歴史を通して、わが国においては、戦前の国家神道体制の人権抑圧の反省のもとにうち立てられた。これらの人権の侵害に関する違憲性の審査は行政裁量の適否判断に優先し、かつ慎重になされるべきものであろう。しかし、親の宗教教育権を軸とする信教の自由と国家の非宗教的行為の対立は、世俗社会の成熟にもなつて顕発すると考えられる。

一 原告は、国家の非宗教的行為と宗教的活動とが衝突する場合の当該

国家行為の違憲審査基準として、①国家行為の目的が正当であることを前提として、それが憲法上保障される信教の自由を侵害してまで遂行されるべき「高度な必要性」があるか否か、②国家行為による侵害の性質および程度（a）国家行為に従った場合に生じる信仰上の不利益、（b）宗教上の義務を優先させた場合に生じる不利益、③当該宗教行為が他の一般国民の法益に及ぼす影響、④同じ国家行為の目的を達成するための代替性の有無、の四点を主張した。この基準の適用はわが国の憲法下においても妥当であろう。ただ、この審査基準が適用可能な範囲は、他に選択可能な方法・手段が存在しながら、特定の信仰者の信教の自由を侵害する方法・手段が採用することによって、国家の宗教的中立性を侵すような事例に限定されるべきである。

公立高等専門学校の生徒が、信仰上の理由から剣道の実技を受講しなかつた結果、学則に従い源級留置とされた処分は、憲法二〇条、二六条、一四条、および教基法九条に違反すると訴えた原告審（大阪高決平成三・八・二判タ七六四号二七九頁）においても、原告人は同様の審査基準を提示した。両判決は、間接的にはあるが、上記審査基準の内容についても詳細な検討を行い、両者ともすべての点において国家行為の違憲性が認められず、原告の不利益は受忍の範囲とした。

二 本件において注目すべき点は、国の提供する公教育は宗教教育といかなる関係をもつかについて明快な解釈が示されたことである。

教基法九条一項には、「宗教に関する寛容は……教育上これを尊重」すべきとされており、国家の非宗教的行為と個人の宗教的行為とが衝突する場合、すなわち違憲案主基準と、個人の信教の自由と、教育を受ける権利（学習権）の何れをとるべきかの極めて困難な問題を含んでいる。

憲法二〇条の理解において、「宗教（信仰）の世界は本質的に国家（権力）から無関係でなければならない」（佐藤功・日本国憲法概説）のである。

にもかかわらず、①国家は、人間の生の究極的価値にかかわる宗教を最大限重視すべきであるが、②政教分離の原則によってそれが阻まれて以上、③教基法九条に基づいて、国家は宗教教育に対して、これを「重視」する特有の責務を負う、と主張するが、それには疑問が残る。国家は宗教教育を重視すべきとする論も、教育哲学論義にはなりえても法学的には適格を欠くであろう。この点で本判決は、教基法解釈としておおむね妥当である。

三 子どもの教育は「本来人間の内面的価値に関する文化的営み」教育行政による教育への「不当な支配」の禁止—教育基本法四 教師の教育権の保障（教基法一〇一項） 最高裁昭和五一年五月二一日 大法廷判決（昭和四三（あ）六一一四号建造物侵入・暴力行為等処罰に関する

る法律違憲被告事件(刑集三〇卷六一五頁)であり、「教育の私事性」は、この営みにかかわる親の教育の自由を中核とする。おやの宗教教育の自由はその重要な実体をなす。公教育の宗教的中立性は、特に欧米における近代公教育制度の形成過程で「教育の私事性」を保障するものとして確立されてきた。それは、親にとって宗教教育の自由と国家による宗教教育の否定の両側面を含んでいる。本判決は、原告のこの主張に正面から対応せず、何等の見解も示さなかった。現行法制度上でも忌引などのように、「出席しなければならぬ日数」から控除される教務慣行が存在している。また、代替授業措置も合理的欠席に付随する「学習権」として要求されてしかるべきであろう。

注 ①岩波書店編集部 編 近代日本総合年表 岩波書店 五五頁。

②文部省 学制百年史 資料編 二十四頁。

③文部省 学制百二十年史 (株)ぎょうせい 一〇頁。

④文部省 前掲書 三十四頁。

⑤文部省 前掲書 三十五頁。

⑥黒田茂次郎、土館長言 編 明治学制沿革史 有明書房 付録 五十六頁。

⑦前掲書 三十五頁。

⑧前掲書 二五二頁。

⑨前掲書 一一二頁。

⑩岩波書店編集部 編 前掲書 三一九頁。

⑪黒田茂次郎、土館長言 編 前掲書 五二頁。

⑫前掲書 五十八頁。

⑬太田宏 著 証言 戦後の文教政策 第一法規 十三頁以下。

⑭梅根悟 著 世界教育史 株式会社新評論 三四八頁以下。